

建築主の皆様へ

建造物の建築に伴う

地上デジタルテレビ放送受信障害調査の重要性

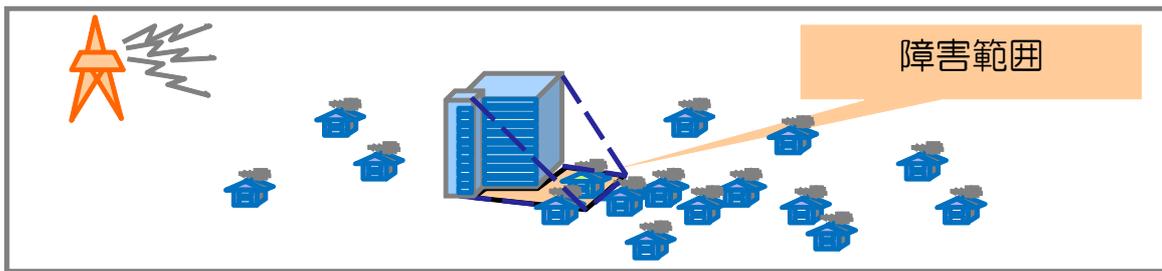
1. 地上デジタルテレビ放送も受信障害は発生します。

地上デジタル放送は、受信電界強度の強い地域では建造物によるテレビ受信障害はアナログ放送に比べて大幅に減少しますが、送信所から遠方の中弱電界強度の地域ではアナログ放送と同規模の障害が発生する場合があります。

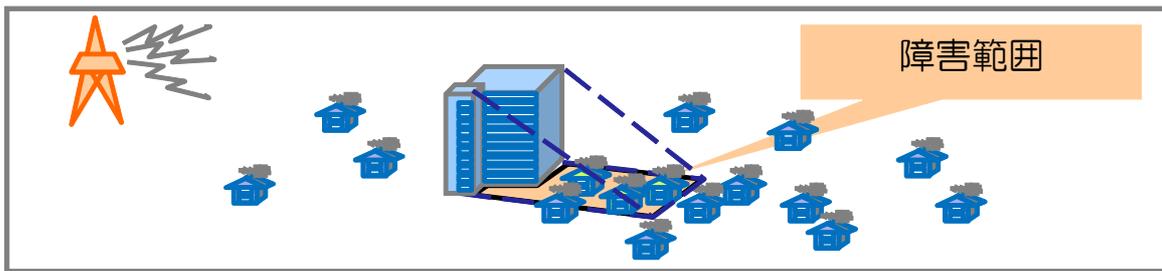
建造物による地上デジタル放送の受信障害の調査は、① 事前調査、② 中間調査、③ 事後調査の3つに区分され、障害範囲の予測にあたっては、事前の受信状況を把握するために、① 事前調査が必要になります。さらに、建造物完成後の受信障害発生地域の受信状況は、③ 事後調査で確認する必要があります。

〈電波障害のイメージ図〉

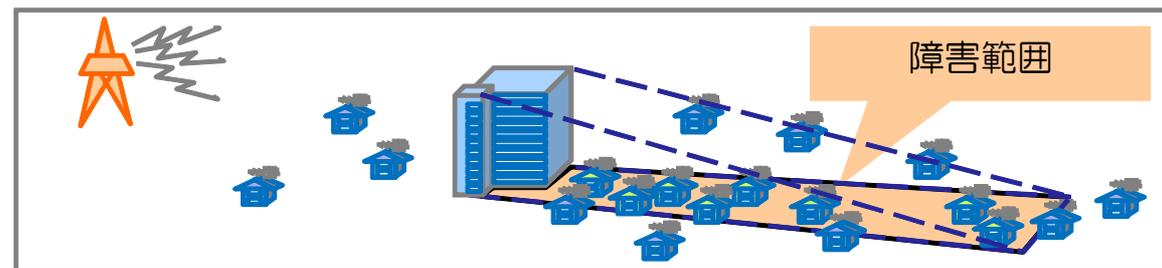
A (強電界地区)



B (中電界地区)



C (弱電界地区)



2. 建築主の皆様は地域の受信状況を調査し、受信障害を解消する必要があります。

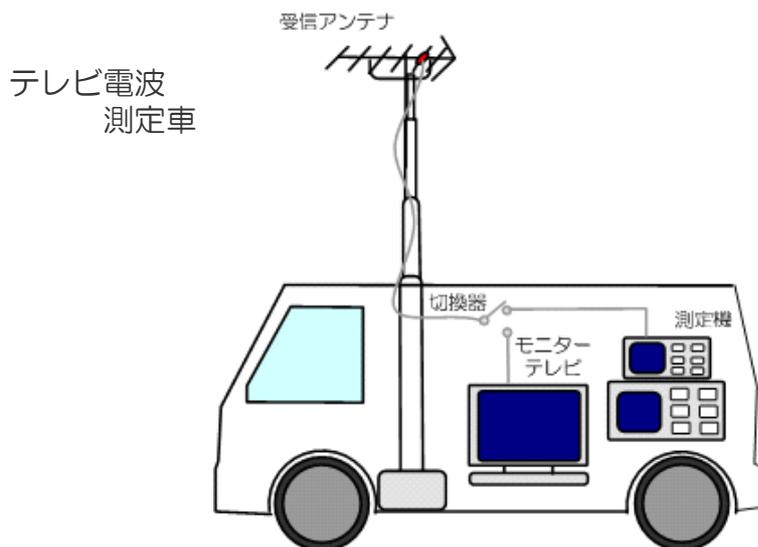
昭和51年3月6日の郵政省電波監理局長通達「高層建築物による受信障害解消についての指導要綱」では、受信障害解消の対象範囲の確定に資するため、建築主は、建築物の工事着手以前の受信障害予測地域の受信状況及び工事中、完成後の受信障害発生地域の受信状況を調査し、その実態を把握するよう努める必要があります。受信障害解消の対象範囲については、この調査結果に基づき建築主と住民の間の協議により、できるだけ客観的、かつ、合理的に確定することが望ましいとされています。

3. 受信障害の症状とクレーム

	A (良)	B	C (劣)
アナログ放送			
デジタル放送			受信不能

アナログ放送とは異なり、ある一定の受信レベルを境に視聴の可否が別れます。そのため、建築が進むにつれ、ある日突然テレビが映らなくなってしまう恐れがあります。また、デジタル放送の受信障害は視聴者からもはっきりと見えるため、クレームに繋がり易く、さらに、現地（事前）調査を行わず建造物を建築した場合、発生したクレームに対する原因特定が難しく、紛争にまで発展する恐れがあります。

4. テレビ受信障害調査



調査風景



テレビ電波調査会社では、テレビ電波測定車を用いて現地の受信状況を調査します。テレビ電波測定車には自動昇降型のアンテナポールやテレビ電波測定機器が搭載されています。

5. 精度の高いテレビ受信障害調査の進め

テレビ電波障害による地域住民からのクレームに速やかに対応し紛争を防止するためには、高度な調査技術によるテレビ受信障害調査が必要不可欠と考えられます。

建造物の建築に伴うテレビ受信障害調査にあたっては、高度な技術力と経験豊富な社団法人日本CATV技術協会の有線テレビジョン放送技術者を有する調査会社にご相談下さい。



調査料金について

デジタル放送受信障害調査概算

建物規模	参考料金
3F ~ 5F (建物高10~15m程度)	約 20 万円
6F ~ 8F (建物高18~24m程度)	約 35 万円
9F ~ 10F (建物高27~30m程度)	約 50 万円

※上記は参考料金です。(送信所からの距離や周辺状況により料金が変わる場合があります)
実際の調査料金については、「テレビ電波調査会社一覧(別紙)」記載の
社団法人 日本CATV技術協会 会員にご相談ください。

お問い合わせ

本パンフレット内容に関するご質問・お問い合わせ



社団法人 日本CATV技術協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿6-28-8 ラ・ベルティ新宿6F

TEL 03-5273-4671 FAX 03-5273-4675

<http://www.catv.or.jp/jctea/>

■支部連絡先■

北海道支部	TEL 011-221-7235	近畿支部	TEL 06-6353-7827
東北支部	TEL 022-261-5808	中国支部	TEL 082-247-5347
関東支部	TEL 03-5273-4673	四国支部	TEL 087-833-5437
中部支部	TEL 052-953-1438	九州支部	TEL 092-521-3815

協会は、CATV施設の設置と運営に関する技術を調査研究し、その技術の向上と普及を図ることにより、高度情報社会の構築に貢献することを目的とする、郵政大臣(現総務大臣)許可(昭和50年7月)による公益法人です。

- ◎地上デジタル放送の予測検討および現地調査についてのご相談は、当協会員へ。
- ◎CATVの調査、施設施工、維持管理についてのご相談は、当協会員へ。
- ◎建造物によるテレビジョン電波の受信障害の調査についてのご相談は、当協会員へ。
- ◎当協会員は、有線テレビジョン放送技術者の資格証明を持つ技術者を有し、技術の研鑽に努めています。